

第43回広島大学経営協議会議事要録

日 時 平成25年11月15日(金) 13時50分～14時15分

場 所 広島大学学士会館(2階「レセプションホール」)

出席者 学外委員：有本，大南，小笠原，川本，北島，郷 の各委員
学内委員：浅原，坂越，上，吉田，岡本，茶山，平野 の各委員

列席者 相田副学長，江坂副学長，平川副学長，西口監事，間田監事，
棚橋学長特命補佐，橋爪学長特命補佐，三嶋学長特命補佐，飛田副理事，古澤副理事，
西谷副理事，野呂瀬副理事，高谷副理事，青山副理事，藤本副理事，山根副理事，
中島副理事，渡邊副理事，羽田副理事，高橋副理事，甲斐副図書館長，河村学長室長，
寺本法学部長(代理)，宜名眞経済学部長，吉栖医学部長，菅井歯学部長，
吉田総合科学研究科長(代理)，勝部文学研究科長，宮谷教育学研究科長，
西村社会科学研究科長，谷口理学研究科長，谷口生物圏科学研究科長，
小林医歯薬保健学研究院長，梯医歯薬保健学研究院副研究院長，藤原国際協力研究科長，
稲葉原爆放射線医科学研究所長

※ 以下，発言内容は，○：学外委員，◇：学内委員を示す。

(開会)

開会に当たり，浅原学長から挨拶及び委員の紹介があった。

(議事1)

● 平成25年度補正予算について

(浅原学長提案・平野理事(財務・総務担当)説明，別紙1)

◇ 平成25年度当初予算及び6月補正予算の編成以降，収入及び支出の増減が見込まれ，配分財源が生じること及び想定できなかった事由が生じたことから，補正予算を編成する。

まず，今回の補正予算額(増額補正)は，23.43億円である。

「収入の増減」(繰越分を除く。)については，大学分が学生納付金収入の減により対前年度0.39億円の減，病院分が外科系集中治療室の新設等により対前年度9.83億円の増，共通分が補助金収入及び施設整備費補助金の増により対前年度13.99億円の増となっている。また，「支出の増減」については，大学分が，人件費予算の増額補正，全学共通運営経費等の減額補正，特別事業経費の減額補正等により対前年度0.39億円の減，病院分が，附属病院収入，その他収入の増減に対応した病院支出予算の増額補正により対前年度9.83億円の増，共通分が，受託研究等収入，補助金収入等の増減に対応した共通支出予算の増額補正により対前年度13.99億円の増となっている。

また，病院支出予算のうち3.5億円を医療機器高度化事業実施のため，運営費交付金を財源と特定したうえで業務達成基準を適用する。

なお，決算配分(決算時の補正予算)について，大学全体での決算剰余金が生じた場合には，本学の第2期中期目標期間中における優先課題である事業に活用することとし，その際は，文部科学大臣に繰越の承認申請をする予定である。

以上の提案・説明があり，審議の結果，原案のとおり承認し，役員会へ付議することとした。

(特に質疑応答なし)

(議事2)

● 平成26年度予算編成の基本方針について

(浅原学長提案・平野理事(財務・総務担当)説明, 別紙2)

◇ 8月末に財務省へ要求された平成26年度文部科学省概算要求の状況等を踏まえて、現時点における本学の平成26年度予算編成の基本方針を策定するものである。

文部科学省から財務省に提出された概算要求における運営費交付金要求額は、257.1億円で、対前年度10.4億円の増となっている。

運営費交付金収入は、大学改革促進係数(1.3%減)により対前年度2.5億円減となっている。また、給与改定臨時特例法の終了に伴う給与削減相当額の戻し分15.7億円が盛り込まれており、学内予算編成において人件費予算に反映させることとする。

学生納付金の額については、省令に定める標準額と同額とする。なお、授業料免除枠について、政府予算案において確定すれば、本学においても同趣旨に沿って対応することとする。

運営費交付金削減に対応するため、共通人件費(標準教員人件費を除く)は対前年度1.1億円減、大学分(基盤的経費、TA・RA経費を除く物件費)は対前年度1.0億円減、病院分(教育研究診療経費相当分)は対前年度0.4億円減とする。

このため、学内予算編成では、教育研究に直接必要な基盤的経費(学士課程基盤教育費、教育研究基盤経費)については、積算単価を減額しないこととし、TA・RA経費については、研究力強化の取組として、大学改革促進係数による削減の対象外とする。管理的経費は平成24年度から26年度の間10%以上の縮減を目指しており、対前年度5.0%減とする。その他の経費(基盤的経費、管理的経費、TA・RA経費及び共通人件費を除く)については対前年度2.0%減とする。

部局等の総枠予算については継続するが、平成22年度から24年度決算において、毎年6億円を超える残額が出ている一方、共通人件費の赤字が累積しており、学内の財務状況の適正化及び予算の効果的執行等を図るため、各部局の総枠予算のうち、平成22年度から24年度における各部局の共通予算(各部局等支援室で管理されている予算)の決算残の状況を踏まえ、部局総枠予算の一部を執行留保する。

法人本部の予算については、予算主義から成果主義へ転換を図るため、各室総枠予算方式を廃止し、法人本部全体での総枠予算方式とする。平成26年度の事業計画については、全ての事業について新規扱いとし、各理事室において、あらためて事業の目的、必要性、事業実施による効果及び成果等を検証のうえ事業要求を行うこととする。

部局長裁量経費については、留学生等の学生に対する経済的な支援のため、新たな積算方法を追加し、部局長裁量経費(教育)の配分積算を一部見直すとともに、予算編成過程において増額を検討する。また、部局長裁量経費(研究)については、従来どおり、競争的資金等の間接経費を獲得した部局等に対して、受入相当額の35%をインセンティブとして配分する。

特別事業経費については、第2期中期目標期間内に想定される事業へ弾力的・機動的に充当するため、平成26年度も引き続き確保する。

平成25年度決算で生じる過不足額の配分(決算配分)のうち、各部局等の決算残については、部局間貸借の範囲内において決算配分を行う。また、全学共通運営経費のうち光熱水料等については、各部局等における節減努力のインセンティブとして、決算残を翌年度に繰越す取扱いを継続する。

なお、今後、国の予算編成状況等を見極めながら学内において検討を重ね、12月末頃の政府予算案内示を予算編成方針に反映させた上で、平成26年度当初予算(案)を編成し、3月開催の経営協議会において審議いただく。

以上の提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

なお、次の事項について質疑応答が行われた。

- ・ 給与削減相当額の戻し分15.7億円の用途について
- ・ 手術や検査の件数等に応じた診療医へのインセンティブ付与について

(議事3)

● 平成25年12月期役員の期末手当の支給額について

(浅原学長提案・平野理事(財務・総務担当)説明, 別紙3)

◇ 学長及び監事(常勤に限る。)に支給する期末手当の支給額については、役員報酬規則第7条第5項

の規定において、当該役員の在職期間における業績を勘案し、経営協議会の議を経て、100分の10の範囲内で増額し、又は減額した額とすることができることとなっているが、平成25年12月期においては、特に増額又は減額を行わないこととする。

以上の提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

(特に質疑応答なし)

(報告1)

● 平成24年度に係る業務の実績に関する評価結果について

(浅原学長報告、資料1)

◇ 平成24年度に係る業務の実績に関する評価の結果について、国立大学法人評価委員会から通知があった旨、報告があった。

- ・ 全体評価としては、目標達成に向けて、学長のリーダーシップの下、教養教育と専門教育の有機的連携の明確化、グローバルリーダー育成を目指した大学院教育の充実、教育の国際展開等、「法人の基本的な目標」に沿って計画的に取り組んでいることが認められる。
- ・ 項目別評価としては、業務運営の改善、財務内容の改善、自己点検・評価及び情報提供に関しては、「順調に進んでいる。」とされたが、その他業務運営に関しては、個人宛の寄附金の個人経理や個人情報の不適切管理の事例があったことにより、「やや遅れている。」とされた。
- ・ 年度計画の記載事項すべてが「上回って実施している、十分に実施している。」と認められても、個人宛の寄附金の個人経理や個人情報の不適切管理の事例があると「中期計画の達成のためにはやや遅れている。」との評定を受けるため、再発防止に努めていきたい。

(特に質疑応答なし)

(報告2)

● 経営協議会学外委員からの指摘事項への対応について

(浅原学長報告、資料2)

◇ 広島大学経営協議会(第11回～第42回)において学外委員から指摘のあった事項に対する本学の対応状況について、報告があった。

なお、学外委員より次の事項について意見があった。

- ・ 研究シーズのデータベース構築に当たり、特に女性研究者の活動状況がアピールできるような工夫の必要性について

以上